

野生生物部会の運営要領の改定について

資料7

大阪府環境審議会野生生物部会

部会運営要領改定の要点

鳥獣保護法に基づく審議事項のうち、鳥獣保護事業計画の策定により、基本的な方針が定められた事項の実施に係る手続き等の審議については部会の決議事項とする。
(但し、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りでない。)

変更理由

鳥獣保護事業計画で審議承認された案件の細部事項や、専門的事項、計画の実施手続き等に係る事項の審議である。
保護区の指定や狩猟の制限等、前年度の状況等により、狩猟期間(毎年11月15日)までに、迅速かつ柔軟な対応が必要である。

審議会決議事項の変更案

鳥獣保護法により審議会の意見聴取を定められている事項

鳥獣保護事業計画の策定

鳥獣保護事業計画の変更

第2 鳥獣保護区、特別保護区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護区の指定又は変更(法第28条第1項)
〔枚方東部、四條畷鳥獣保護区の指定を計画〕
特別保護地区の指定又は変更(法第29条第1項)
〔四條畷特別保護地区の指定を計画〕

第5 特定猟具使用禁止、特定猟具使用制限区域禁止及び猟区に関する事項

地方公共団体が設定する猟区の維持管理事務の委託
(法第73条第1項)〔今期計画では、猟区の指定計画なし〕

第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

特定鳥獣保護管理計画の策定又は変更(法第7条第1項)
〔ニホンジカ、イノシシの保護管理計画の策定を計画〕

特定鳥獣保護管理計画に基づく狩猟期間の延長(法第14条第1項)
特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲等の禁止又は制限の解除
(法第14条第2項)

第10 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限(法第12条第2項)
〔ウズラの保護のため捕獲の禁止や捕獲数の制限を計画〕

計画の実施手
続きの審議

計画の実施手
続きの審議

計画の細部事
項の審議

計画の実施手
続きの審議

現行

改定案

本審決議(従来どおり)

本審決議

部会決議
(但し、重要な変更
は本審決議)

本審決議

部会決議

本審決議

部会決議

本審決議

部会決議

部会決議(従来どおり)

本審決議

部会決議

大阪府環境審議会野生生物部会運営要領改定（案）

現 行	改 定（案）
<p style="text-align: center;">大阪府環境審議会野生生物部会運営要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する野生生物部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 部会は、次に掲げる者につき、委員、臨時委員及び専門委員で組織する。</p> <p>一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 6人以内</p> <p>二 条例第3条第1項に規定する臨時委員 若干名</p> <p>三 条例第3条第2項に規定する専門委員 5人以内</p> <p>2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第3条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。</p> <p>2 部会は、これに属する委員、臨時委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 臨時委員に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。</p> <p>5 部会の決議は、次の事項について、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第14条第1項に定める期間の延長</p> <p>二 同条第2項に定める禁止又は制限の解除</p> <p>6 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。</p> <p>（必要事項）</p> <p>第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成16年7月12日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">大阪府環境審議会野生生物部会運営要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する野生生物部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 部会は、次に掲げる者につき、委員、臨時委員及び専門委員で組織する。</p> <p>一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 6人以内</p> <p>二 条例第3条第1項に規定する臨時委員 若干名</p> <p>三 条例第3条第2項に規定する専門委員 5人以内</p> <p>2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第3条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。</p> <p>2 部会は、これに属する委員、臨時委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 臨時委員に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。</p> <p>5 部会の決議は、次の事項について、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p><u>一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条第3項に定める鳥獣保護事業計画の変更</u></p> <p><u>二 同法第7条第1項に定める特定鳥獣保護管理計画の策定又は変更</u></p> <p><u>三 同法第12条第2項に定める捕獲等の禁止又は制限</u></p> <p><u>四 同法第14条第1項に定める期間の延長</u></p> <p><u>五 同条第2項に定める禁止又は制限の解除</u></p> <p><u>六 同法第28条第1項に定める鳥獣保護区の指定又は変更</u></p> <p><u>七 同法第29条第1項に定める特別保護地区の指定又は変更</u></p> <p><u>八 同法第73条第2項に定める猟区の維持管理事務の委託</u></p> <p>6 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。</p> <p>（必要事項）</p> <p>第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成16年7月12日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>